

令和6年度

新しい憲法を制定する推進大会



開催のお知らせ

令和6年5月27日(月) 16時00分～

砂防会館別館1階
「大ホール」

大会 スローガン

- 日本の歴史・文化・伝統の香り高い憲法をつくろう。
- 自由・民主・人権・平和・国際協調を基本とする憲法をつくろう。
- 国際平和を願い、他国と共にその実現のため協力し合うことを誓う憲法をつくろう。
- 自然と共生を信条に、美しく豊かな地球環境を護る憲法をつくろう。
- 大規模自然災害にも即応出来る憲法をつくろう。

大会式次第 司会:事務局長 柳本 卓治 **このチラシをご友人、同志の皆さまにご発信、共有して下さい**

第1部 16:00～17:10 記念講演



美しい日本の憲法を 国民の手で

櫻井 よしこ 氏

ジャーナリスト
公益財団法人国家基本問題研究所 理事長
民間憲法臨調 共同代表
プロフィール
アジア新聞財団DEPTH NEWS記者、東京支局長を経て
1980年からジャーナリスト、NTVニュースキャスター
(1980-1996)
2008年から公益財団法人国家基本問題研究所理事長、
2012年から言論テレビキャスター(現在に至る)
1998年菊池寛賞、2010年正論大賞を受賞



新たな危機の時代と 日本国憲法

島田 和久 氏

元防衛事務次官・安倍晋三首相秘書官
一般社団法人日本戦略研究フォーラム副会長
プロフィール
1962年神奈川県生まれ。慶應義塾大学法学部法律学
科卒。防衛省調査課長、防衛計画課長、防衛政策課長、
大臣官房審議官、内閣参事官、慶應義塾大学大学院法学
研究科講師などを歴任。安倍晋三内閣総理大臣秘書官
(2012-2019)。防衛省大臣官房長を経て、防衛事務
次官(2020-2022)。内閣官房参与などを経て2023年
より現職。著書に「日本の防衛法制」他。

第2部 17:15～18:15 式典

- 国歌斉唱
- 黙祷
- 開会の辞 : 幹事長 : 愛知 和男
: 名誉顧問 : 麻生 太郎
- 来賓挨拶(予定) : 内閣総理大臣 : 岸田 文雄
- 各党代表挨拶(予定) : 自由民主党 : 古屋 圭司
: 公明党 : 北側 一雄
: 日本維新の会 : 馬場 伸幸
: 国民民主党 : 玉木雄一郎
- 各種団体紹介及び代表挨拶
(一社)日本経済団体連合会・日本商工会議所
(公社)経済同友会・(公社)日本青年会議所・
地方組織代表
- 大会決議 : 中谷 元
- 閉会の辞

開催概要

開催日時	令和6年5月27日(月) 15:00～ 開場・受付 16:00～ 開会/18:15 閉会
会場	砂防会館別館1階「大ホール」 東京都千代田区平河町2-7-4砂防会館別館 電話 03-3261-8386 □ 地下鉄(有楽町線/半蔵門線/南北線) 「永田町」駅・4番出口より徒歩1分 □ 地下鉄(銀座線/丸ノ内線)「赤坂見附」駅より徒歩8分
参加費	会場にて参加:無料

※LIVE動画配信もさせて
頂きます。当日下記アドレス
にアクセスの上、ご視聴
下さい。

<https://id.sankei.jp/e/17558>

ご視聴には産経iDの登録が必要になり
ます。詳しくは別紙「産経iD登録の流れ」を
ご覧下さい。産経iDにて参加:1000円

新憲法制定議員同盟

幹事長 愛知 和男
事務局長 柳本 卓治

「龍雲赤富士」
文化勲章 奥谷 博 画伯の油彩

主催:新憲法制定議員同盟
電話 03-5275-3300 FAX 03-3221-6300

ご参加を希望される方は、裏面の参加申込用紙をFAXして下さい。

日本国憲法の改正を目指します！

～ 4項目の条文イメージ (たたき台素案) ～

自衛隊の明記

(条文の新設)

「国民を守る」規定なし



日本国憲法には、国家最大の使命である国民を守るための規定がありません。国民の生命・財産を守るために必要不可欠な存在である自衛隊を、解釈に委ねるのではなく、平和主義のもと、憲法に明確に位置付けます。

緊急事態対応

(条文の新設)

緊急事態条項なし



南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模災害や感染症まん延等の有事においても、国会機能が維持できるよう、国会議員の任期延長を規定し、国会が機能できない事態の対処として内閣の緊急政令を規定します。

合区解消・地方公共団体

(条文の拡充)

合区解消の必要性



広域自治体（都道府県）と基礎自治体（市町村）など地方自治のあり方を明確化し、一票の格差を是正しつつ、地域の民意を適切に反映できる選挙制度（参議院については合区を解消し、少なくとも各県一人）を実現します。

教育充実

(条文の拡充)

教育充実の必要性



生涯教育・デジタル時代に対応した教育の理念を明記します。また、家庭の経済事情に左右されず教育を受ける機会を確保するなど、教育環境の整備を国の責務として定めます。私学助成の規定についても適切な表現にします。

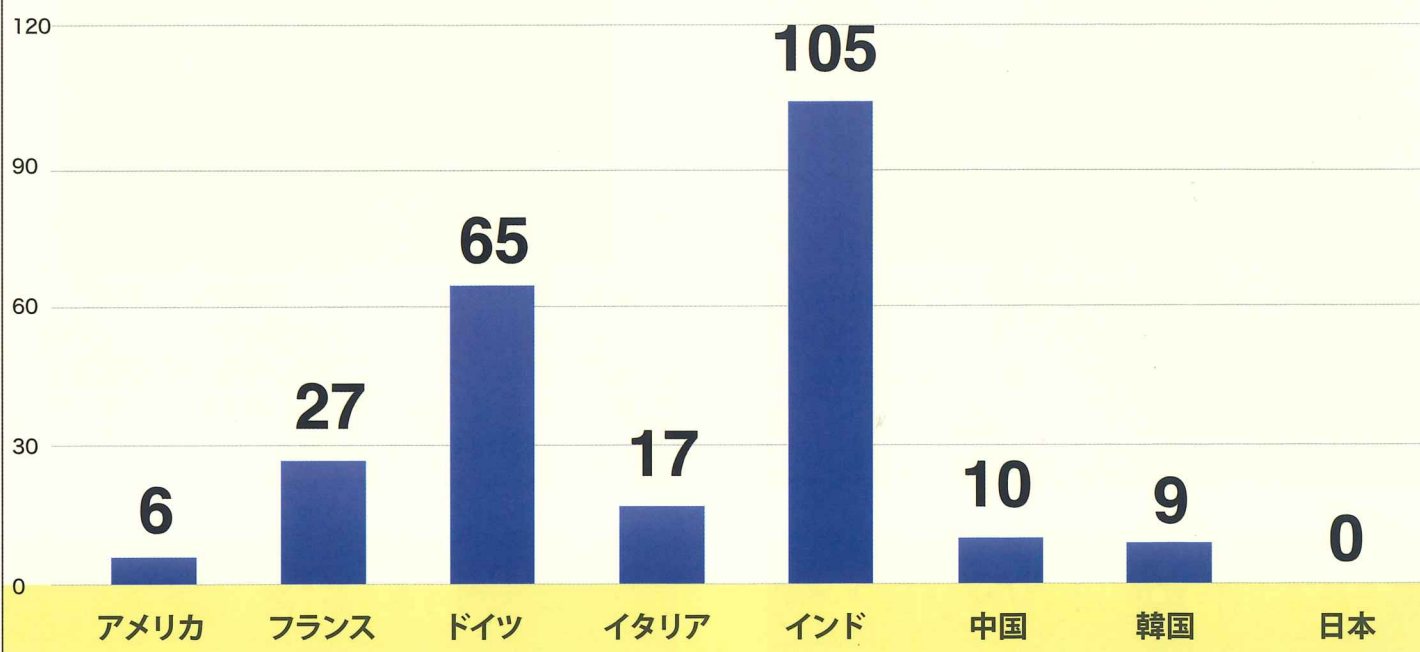


自民党

国民投票を実施し、 早期の憲法改正実現を目指します。

現行憲法の「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」の3つの基本的原理は堅持しつつ、憲法改正を目指します。

主要国における、第二次世界大戦後の憲法改正の回数



『諸外国における戦後の憲法改正 (第7版)』(2021.2.2 国立国会図書館) など

憲法論議についての世論調査

Q 衆議院と参議院には、憲法について調査し、憲法改正の原案を審査する憲法審査会が置かれています。
憲法審査会の審議のあり方について、あなたの考えに近いのはどちらですか？



(読売新聞、令和3年5月3日)



自民党

大会決議（案）

本年、日本国憲法は、施行七十七年を迎えた。憲法は、立憲主義の下、「あるべき国のかたち」を示す国家の基本法であり、時代や社会の変化に対応し、常にアップデートしていかねばならない。

そもそも日本国憲法は、占領下において主権を奪われた状態で制定されたため、主権国家最大の使命である「国民を守り抜く」ための国防規定や緊急事態条項が欠落している。

憲法に自衛隊を明記すること、すなわち有事という典型的な国家緊急事態において、国と国民を守るための実力組織について国家の基本法に定めておくことは最優先の課題である。違憲状態のまま自衛隊に任務を与えているかのよう考える国民が未だにいる状態は、早急に解消しなければならぬ。

また、国家存亡の緊急事態において、民主的統制の下、国家機能を維持することは民主主義の原点であり、議員任期の特例を始めとする緊急事態条項の創設は急務である。

最近の世論調査によれば、七割を超える国民が「憲法を改正する必要がある」と考えているように、いまや憲法改正に向けて機は熟している。今こそ、我が国の歴史や文化を内包し、時代の変化に適合し、かつ国家の理想の姿を示す憲法の制定に向けて、大きな一歩を踏み出す時である。

このような中、国会では憲法審査会が毎週着実に開催され、憲法改正に向けて具体的なテーマについて活発な議論が積み重ねられている。特に、緊急時における国会機能維持については、その具体的な内容について既に多くの会派の間で意見が一致しており、まさに条文化作業に入らんとしていることを大いに歓迎する。

速やかに条文案を起草して国会に提出した上で、国会の使命を果たすべく憲法改正案を国民に示し、民主権最大の発露である国民投票の実施を果たし、一刻も早く憲法改正を実現しなければならぬ。政治の決断を強く求め、右決議する。

令和六年五月二十七日

新しい憲法を制定する推進大会